

# 第25回TASHナイトイン広尾クラシック特別規則書

## JAF公認準国内競技(初中級向)

### 公 示

本競技会は、JAF公認のもとに、FIAの国際スポーツ競技規則並びにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその付則、並びにJMRC北海道ラリー一般規則及び本競技会特別規則に従い開催される。本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神及び交通徳徳の涵養、安全運転の修得を目的として開催されるもので、交通事故はもとより法規違反も許されない。

- 第1条 競技会名称  
第25回TASHナイトイン広尾クラシック
- 第2条 競技会格式  
JAF公認準国内競技(初中級向き)
- 第3条 競技種目  
4輪自動車によるリライアビリティーラン
- 第4条 オーガナイザー  
テクニカル・オート・スポーツ広尾(TASH)
- 第5条 開催期日  
2003年9月27日(土)～9月28日(日)
- 第6条 大会役員  
組織委員長 目黒 浩治  
組織委員 篠原 丈幸  
審査委員長 河田 文夫  
審査委員 岡村 寛一  
競技長 小田 好彦  
計時委員長 平岡 貴之  
技術委員長 遠藤 由春  
コース委員長 遠藤 幸司  
事務局 勝見 幸久
- 第7条 スタート場所  
広尾町役場駐車場(広尾町西4条7丁目)
- 第8条 タイムスケジュール  
受付 9月27日 18:00～19:30  
車検 // 18:30～20:00  
ドライブスリーピング // 20:30  
スタート // 21:31
- 第9条 コース  
スタート場所を起点とした約160Km  
タイムトライアル(5本を予定)約16Kmを含む。
- 第10条 参加資格  
正・副ドライバーは当年度JAF国内B級以上のライセンス所持者とし、キャプテンは必ず正ドライバーとする。未成年者は親権者の許可を必要とする
- 第11条 参加車両  
JAFの2003年度登録番号標付車両規定に合致し、JMRC北海道の車両規定、道路運送車両法及び保安基準を満たし、公式車検に合格したものとす。また非常用停止板2枚、非常用信号灯の携行を義務づける。
- 第12条 クラス区分(駆動方式による区分は行なわない。)  
A、B、Cの3クラスとする。
- 第13条 参加料及び保険料  
\*1台(2名分の普通傷害保険料を含む)……30,000円  
\*Dr, Nv. の2名とも学生の場合……22,000円  
(ただし、学生証のコピーを添付すること。)  
本競技会に有効な普通障害保険、対人賠償保険の加入を義務付ける。対人賠償保険に既に加入している場合は、証券のコピーを同封のこと。同封無き場合は参加申し込みを受理しない。保険料は別紙参照。普通障害保険については、すでに加入している場合も義務づけとし、保険料相当額の返金はしない。参加受付後の参加料及び申込書は返還しない。
- 第14条 参加申込み  
2003年9月08日～9月24日(先着60台)  
089-2615 広尾郡広尾町本通り10丁目  
(有)勝見商店内  
TASHナイトイン広尾競技会事務局  
Tel, 01558-2-3038
- 第15条 賞典  
JAFメダル……各クラス1位～3位  
副賞 ……各クラス参加者の30%以内
- 第16条 ゼッケン番号及びスタート順  
スタートはゼッケン番号順とし、全車シードする。また、シードに対する抗議は受けつけない。
- 第17条 チェックポイント(CP)  
①CPは、TASH及びCP番号を表示する標識で示され、いかなる状況でもCPの発見は参加者の義務とする。  
②CPを見通す事の出来る地点に入ってから時間の調整を目的とした停止、最徐行を禁止するとともに一般車及び他の競技車の追い越しを禁止する。  
③CPからのスタートは、計時された時刻とする。

- 第18条 CPカード及び採点方法  
①減点は、正解との差1秒につき1点とする。  
②特別計測区間は、その所要時間を減点とする。  
③計算違いは、一か所につき30点の減点とする。  
④CPカードの紛失は、2000点の減点とする。  
⑤CPカードに関するクレームは、カード発行後1分以内とし秒に対するクレームはこれを受けつけない。  
⑥CPシートの記入は、明確に記入すること。文字の判断は、競技役員の判断のみとする。  
⑦CPシートの提出は、最終CP通過後40分以内とし、時間内に提出できない場合は、1分につき10点の減点とする。ただし20分を越えるものに対してはこれを受けつけない。
- 第19条 抗議  
①参加者は、自分が不当に扱われていると判断した場合抗議することができる。  
②抗議は文書にて抗議料20,300円を添えて、競技長を経て審査委員会に提出すること。抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。  
③抗議に対する回答は、審査委員会から当事者のみに口頭で伝えられる。  
④競技に対する抗議は、その参加者の競技終了後30分以内。競技成績に関する抗議は、暫定成績発表後30分以内になされなければならない。
- 第20条 公式通知  
公式通知は、これに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。
- 第21条 成績  
①総減点の少ない者。  
②同減点の場合は、減点0のCP数の多い者。  
③同減点の場合は、SS総減点の少ない者。  
④同減点の場合は、小排気量車。  
⑤同減点の場合は、各CPの二乗法。
- 第22条 失格  
①交通法規違反、交通事故を起こしたとき。  
②CPの不通過、及びCPに逆走したとき。  
③CPカードを改ざんしたとき。  
④車両違反が発見されたとき。  
⑤競技規則に著しく違反したとき。  
⑥競技役員の指示に従わなかったとき。
- 第23条 参加拒否  
オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。この場合参加料は返金される。
- 第24条 競技の中止、又は延期  
保安上、または不可抗力による事情が生じた場合は、審査委員会の決定によって競技を中止、または延期することが出来る。
- 第25条 シートベルト・ヘルメット  
走行中はシートベルトの装着を義務づける。ヘルメットはタイムトライアルを行なう場所やオーガナイザーの指示した場所での装着を義務づける。不装着が確認されたときは失格とする。
- 第26条 参加者の遵守事項  
①後続車に追い付かれた時は速やかに進路を譲ること  
②一般車両、住民、歩行者に絶対迷惑をかけること  
③コース上で競技車がストップした場合は、後続車に合図を送ること。  
④レスコン地点はもとより競技中にタバコの吸殻ゴミ等を捨てないこと。ゴミは全て持ち帰ること。
- 第27条 サービスサポート  
本競技会においてサービスサポートは設定しない。
- 第28条 審査委員会  
本競技規則について疑義が生じた場合、審査委員会の決定を最終とする。
- 第29条 練習走行の禁止  
本競技会開催当日までの期間、当該地域(広尾町・大樹町・忠類村)におけるラリー関係者(参加者及びその所属するクラブ員も含む)の練習を目的とした走行を禁止する。本大会役員が発見または地元住民からの通報により練習と認められた場合、その者及びその所属クラブからの参加を拒否する。